

土砂災害から 身を守るために

土砂災害防止月間 6/1~6/30
がけ崩れ防災週間 6/1~6/7

梅雨を迎え、長雨や大雨で土石流、がけ崩れなど土砂災害の危険度が高まる時期になりました。日ごろから緊急時の避難場所を確認し、すぐに避難できる準備をしておきましょう。

身の回りの危険な場所 知っていますか？

自分たちの住んでいる地域のどの場所が危険なのかを自治会に配布している「土砂災害警戒区域設定箇所一覧図」などにより確認しておきましょう。また、昨年11月に土砂災害特別警戒区域が指定されました。指定区域は左記ホームページまたは問い合わせ先で確認できます。

■ 山口県土砂災害ポータル
<http://d-keikai.pref.yamaguchi.jp/portal/>

■ 土砂災害警戒区域について
防災危機管理課 Tel 23・1111
三隅支所 Tel 43・0277
日置支所 Tel 37・2168
油谷支所 Tel 32・1114

防災情報を常にチェック

「土砂災害警戒情報」は大雨警報発表後、山口県と下関地方気象台が、土砂災害発生危険性が高まったときに発表する防災情報です。

危険を感じたらすぐに避難

災害の前兆を確認したら、たとえ無駄になっても早めに避難しましょう。避難が遅れると状況が悪化して避難が困難になることがあります。避難場所への移動が危険な場合や危険が切迫した場合は、屋内の一番安全な場所に移動してください。

土砂災害の主な前兆現象

- ・ 土石流
- ・ 山鳴りがする
- ・ 急に川が濁り流木が混ざる
- ・ 雨が降り続けているのに川の水位が下がる

がけ崩れ

- ・ がけに割れ目が見える
- ・ がけから水が湧き出ている
- ・ がけから小石が落ちてくる
- ・ 木の根が切れる音かする
- ・ 地すべり
- ・ 沢や井戸の水が濁る
- ・ 地面にひび割れができる
- ・ 斜面から水がふき出す
- ・ 家や擁壁に亀裂が入る

避難行動要支援者制度

避難行動要支援者制度は高齢者や障害のある方など、災害が起きたときに家族等の支援が困難で手助け（支援）を必要とする方に対して、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、近所の方など地域が連携して支援をしていく制度です。

避難行動要支援者とは

災害が発生した場合に自らを守るための適切な行動が困難で、何らかの助けを希望する次の方が対象となります。

- ① 身体障害者手帳1種の交付を受けている者
- ② 療育手帳Aの交付を受けている者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- ④ 要介護認定3級から5級を受けている者
- ⑤ 65歳以上ひとり暮らし高齢者から申し出のあった者
- ⑥ 75歳以上ふたり暮らし高齢者から申し出のあった者
- ⑦ 乳幼児で保護者等から申し出のあった者
- ⑧ 妊産婦で本人等から申し出のあった者

災害時に支援を受けるには、災害時に支援を受けるには、支援のために必要な個人情報事前に消防、警察、民生委員・児童委員、長門市社会福祉協議会（地区社会福祉協議会を含む）、自主防災組織および自治会等への情報提供することに同意が必要となります。

※登録された個人情報適切に管理されます。

名簿の活用方法は

避難行動要支援者の方々が災害時の避難の際に可能な限り地域で支援が受けられるよう、市が名簿を消防、警察、民生委員・児童委員、長門市社会福祉協議会（地区社会福祉協議会を含む）、自主防災組織および自治会等へ提供します。

登録方法は

- ・ ①から④の方
直接申請書を郵送します。
- ・ ⑤から⑧の方
防災危機管理課、各支所・出張所に設置している「長門市避難行動要支援者名簿の登録届出書兼外部提供同意書」を提出してください。

災害の兆しが見えたら

災害の兆しが見えたら、次の関係機関に場所や状況を連絡するとともに、避難の準備を始めてください。

- 連絡先
- 防災危機管理課 Tel 23・1111
 - 長門市消防本部 Tel 22・0119
 - 長門警察署 Tel 22・0110

防災情報をお知らせする告知端末機を整備します

市では「災害に強いまちづくり」を目指し、市内の全世帯・公共施設・避難所・事業所を対象に、緊急時の防災情報や行政情報をお知らせする告知端末機を設置しています。

平成25年度から平成30年までの6年間で市全域の整備完了を予定しており、4年目の今年度は西深川地区・深川湯本地区を整備します。

設置にかかる費用負担はケーブルテレビ加入世帯は原則無料ですが、未加入世帯は配線工事費などの実費負担が必要となります。

■ 問い合わせ
ケーブルテレビ放送センター
Tel 23・1541

日頃から非常時に備えよう

当面の生活に必要な物品を用意しておきましょう。避難時に両手が使えないように、非常時に持ち出すものは、リュックに入れておきましょう。また、定期的に点検しましょう。

- 非常時持ち出し品を用意しよう
- 飲料水 ミネラルウォーター
- 非常食 乾パンや缶詰など
- 調理せずに食べられるもの
- 懐中電灯 予備電池も必要
- 携帯ラジオ FM・AMの両方が聞けるもの（予備電池も必要）
- 救急薬品・常備薬 消毒液や絆創膏、傷薬、包帯、ガーゼ、

防災出前講座を実施します

市では、災害に関する知識を深め、防災意識を高めるため、防災危機管理課職員による「防災出前講座」を実施しています。自治会集会やサロンなど、人の集う機会に利用してください。休日・夜間でも講座を実施します。開催希望は防災危機管理課まで問い合わせください。

■ 問い合わせ 防災危機管理課
Tel 23・1111



▲非常時持ち出し品の例